

報告1

平成28年度事業計画書

(平成28年4月1日より平成29年3月31日まで)

本会では、主たる事業活動として仮設構造物等の構造基準等の設定及び適合性の認証事業、仮設構造物等の経年管理基準等の設定及び適合性の認証事業並びに仮設構造物等の試験、検査事業等を実施してきたが、本年度においても、これまでの事業実績を踏まえ、仮設構造物等に係る労働災害の防止とその工事施工の円滑化に寄与するため、以下により事業を展開することとする。

1 仮設構造物等の適合性の認証事業

(1) 認定制度の適正な実施

仮設機材の安全性を確保するため、製造時における認定制度を次により推進することとする。

- ① 仮設機材認定検査要項に基づき、工場審査及び抜取検査を的確に実施する。
- ② 別表のとおり認定検査審査委員会を開催し、認定検査結果に関し厳正に審査する。
- ③ 認定工場における仮設機材生産管理基準の一層の整備と適正な生産管理の実施を促進する。
- ④ 仮設機材認定規程等に反する事案に対しては、適切、かつ、厳格に対処する。

(2) 承認制度の適正な実施

システムとして組み立てられた仮設構造物等の安全性を確保するため、承認制度を次により推進することとする。

- ① 承認に関する事務処理及び審査の一層の迅速化、効率化に努める。
- ② システムに使用する部材を製造する工場の品質管理の徹底を図る。
- ③ 組立基準及び使用基準を記載した取扱マニュアルの作成と関係者への配布を促進し、安全な組立及び使用の徹底を図る。
- ④ 承認制度及び承認したシステム等について、関係行政機関等に対する一層の周知に努める。

(3) 単品承認制度の積極的推進

認定制度及び承認制度の対象外とされる仮設機材について性能確認等を行い、単品承認することによりその性能及び使用基準を明確にして、当該製品の安全性の確保を図る単品承認制度の一層の周知及び普及促進に努めることとする。

2 仮設構造物等の経年管理基準等の適合性の認証事業

経年仮設機材の安全性を確保するため、経年仮設機材管理基準適用工場制度を次により推進することとする。

- (1) 経年仮設機材管理基準適用工場規程に基づき経年管理の適正な実施を促進する。
- (2) 「適用工場整備済表示制度」により経年管理の意義と重要性について建設関係者の理解を深めるとともに、適用工場の意識の向上を通じて経年管理水準の一層の向上に努める。
- (3) 「仮設機材センターの総合管理に関するガイドライン」に基いて、適正に管理されるよう指導を徹底する。

- (4) 「くさび緊結式足場の機材の経年管理に関するガイドライン」に基づき、くさび緊結式足場を保有する機材センターに対し、適正な経年管理を指導する。
 - (5) 機材管理モデル工場の認定を促進すること等により経年仮設機材管理水準の一層の向上を図る。
 - (6) 適用工場の資質の向上のため、適用工場見学会を開催する。
- 3 仮設構造物等の試験、検査事業
会員及び会員外からの依頼による仮設機材等の強度試験等を本会の東京試験所及び大阪試験所において随時行うこととする。
 - 4 仮設構造物等の技術者等の資質の向上等に関する事業
仮設構造物等の設計、施工管理等に携わる技術者及び技能労働者の安全の確保及び資質の向上のため、厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修、労働基準局長通達に基づく仮設機材管理者講習会、品質管理責任者講習会等を別表のとおり開催することとする。
 - 5 仮設構造物等の調査研究事業
 - (1) 仮設機材の構造基準及び使用基準の原案作成及び仮設機材に関する技術的事項について調査研究を行うため、別表のとおり技術委員会を開催することとする。
 - (2) 必要に応じた課題についての調査研究委員会を開催することとする。
特に本年度は、次の事項についての調査研究を行う。
 - ①「墜落防止設備等に関する技術基準」の改訂
 - ②仮設機材の外国語名称等の調査研究
 - ③「仮設機材に関する災害事例集」の作成
 - ④その他の調査研究
 - (3) 国内外における仮設機材等に関する情報の収集及び調査等に努めることとする。
特に、本年度はドイツ・オーストリアに「欧州仮設機材事情視察団」を派遣し、欧州における仮設機材等の事情を調査する。
 - 6 仮設構造物等の展示資料館事業
 - (1) 建設現場における仮設構造物等に起因する労働災害の防止に寄与することを目的として、建設関係者をはじめ広く社会に仮設機材等の安全性に関するハード及びソフトの両面から情報提供を行うため、引き続き、展示資料館の展示内容の充実に努めることとする。
また、昨年7月に施行された足場に関する労働安全衛生規則に基づく展示等により、規則改正の周知徹底に努めるものとする。
 - (2) 全国建設業労働災害防止大会及び全国産業安全衛生大会などにおいて、本会の展示資料館の資料等を用いて、仮設構造物等に起因する作業者の労働災害防止のための啓発活動を建設関係者等に対して行うこととする。
 - 7 その他の事業等
 - (1) 図書等の出版・販売
必要に応じ、仮設構造物等の安全性に係る各種の図書等を出版し、有償又は無償で頒布する。
 - (2) 広報活動
認定制度、承認制度、単品承認制度及び経年仮設機材管理基準適用工場制度並びに依頼試験等に関する広報を積極的に行うとともに、会報及びHPの充実に努めることとする。
 - (3) 仮設機材安全推進月間の充実

仮設設備の安全を積極的に推進するため7月1日から1ヶ月間、実施要項を定め、仮設機材安全推進月間を展開することとする。

(4) 行政機関との連携

関係行政機関との連携を密にし、認定制度、承認制度、単品承認制度及び経年仮設機材管理基準適用工場制度等の円滑な推進に努めることとする。

(5) 改正労働安全衛生規則への対応

足場等にかかる改正労働安全衛生規則及び関係通達について、行政機関との連携を密にしつつ、その周知徹底と適切な技術指導に努めることとする。

(6) 安全衛生部長通達の普及促進

安全衛生部長通達（平成21年4月24日）による「より安全な措置」、「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用」及び「足場安全点検」の普及促進等に努めることとする。

また、厚生労働省労働基準局長通達（平成27年3月31日）の周知に努めることとする。

(7) 試験施設・設備の整備、拡充

試験所における設備の整備や充実等を推進することとする。今年度は大阪試験所の土地の取得を行うこととする。また、大阪試験所の試験施設・設備の取得を目指し、そのための必要な事業推進基金等の積立に努めるものとする。

(別表)

事業計画表－1（理事会・委員会等）

開催日		会議
4 月	14日（木）	第1回理事会
	22日（金）	第1回認定検査審査委員会
5 月	10日（火）	第2回理事会
	25日（水）	第2回認定検査審査委員会
	26日（木）	平成28年度定時総会
6 月	10日（金）	第1回技術委員会
	23日（木）	第3回認定検査審査委員会
7 月	7日（木）	第3回理事会
	22日（金）	第4回認定検査審査委員会
8 月	29日（月）	第5回認定検査審査委員会
9 月	8日（木）	第4回理事会
	23日（金）	第2回技術委員会
	27日（火）	第6回認定検査審査委員会
10 月	13日（木）	第5回理事会
	26日（水）	第7回認定検査審査委員会
11 月	25日（金）	第8回認定検査審査委員会
12 月	2日（金）	第3回技術委員会
	8日（木）	第6回理事会
	22日（木）	第9回認定検査審査委員会
29年1月	19日（木）	第7回理事会
	25日（水）	第10回認定検査審査委員会
2 月	22日（水）	第11回認定検査審査委員会
3 月	14日（火）	第8回理事会
	23日（木）	第12回認定検査審査委員会
	24日（金）	第4回技術委員会

事業計画表－２（講習会）

開催日		開催地	講習会等の種類
5 月	10日（火）	東 京	品質管理責任者更新講習会
	11日（水）	東 京	試験機操作責任者講習会
	12日（木）～13日（金）	東 京	品質管理責任者講習会
6 月	7日（火）	東 京	機材センター総合管理講習会
	8日（水）～9日（木）	東 京	仮設機材管理者講習会
	10日（金）	東 京	整備作業責任者講習会
7 月	14日（木）～15日（金）	東 京	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
8 月	4日（木）～5日（金）	名古屋	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
9 月	1日（木）～2日（金）	静 岡	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
	15日（木）～16日（金）	大 阪	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
10 月	5日（水）	大 阪	機材センター総合管理講習会
	6日（木）～7日（金）	大 阪	仮設機材管理者講習会
	27日（木）～28日（金）	福 岡	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
11 月	9日（水）	大 阪	品質管理責任者更新講習会
	10（木）～11日（金）	大 阪	品質管理責任者講習会
12 月	9日（金）	大 阪	整備作業責任者講習会
29年2月	16（木）～17日（金）	仙 台	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
3 月	3日（金）	北海道	整備作業責任者講習会
	16日（木）～17日（金）	北海道	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修